

## 結婚新生活支援事業について

### 【経緯】

平成28年度より、婚姻に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的に、結婚を含めた切れ目のない少子化対策として国・県事業を実施している。(低所得者向けの支援事業として)

島田市においては、平成28年10月1日から事業を開始。当初は申請が少なかったが、平成29年度以降、所得の緩和、周知徹底等により一定の申請が出ている。

年度	支給					島田市／条件			補助率
	件数	支給額(千円)		申請者年齢		年齢	前年所得の合計	上限(千円)	
		1件当たり		夫	妻				
28	1	84	84			45歳未満	300万円未満	300	3/4
29	9	2,417	268	27.8歳	26.0歳	45歳未満	340万円未満	300	3/4
30	7	1,607	229	24.9歳	25.1歳	34歳以下	340万円未満	300	1/2
元	10	2,400	240	25.5歳	26.6歳	34歳以下	340万円未満	300	1/2
2	1	277	277	29歳	29歳	34歳以下	340万円未満	300	1/2

※令和2年度の状況(9月28日現在)

### 【申請者の傾向】

- ・20歳代前半、妻が無職または結婚を機に退職する方が多い
- ・夫または妻が島田市在住
- ・島田市に両親(実家)が在住、Uターン移住

### 【他市の状況】

年度	市町村数	実施市町村
28	4市2町	島田市、藤枝市、牧之原市、沼津市、東伊豆町、小山町
29	6市3町	上記に加え、静岡市、下田市、御前崎市、吉田町 (沼津市除外)
30	7市3町	上記に加え、焼津市
元	7市3町	増減無し
2	8市3町	上記に加え、富士市

### 【令和3年度の見込み】

◎国の修正案 補助率1/2→2/3

給付額: 上限30万円(市財源15万円)→60万円(市財源20万円)

対象者の条件: 年齢34歳以下→39歳以下

年収480万円(所得340万円)→年収540万円(所得 約380万円)

⇒島田市としては、来年度の国の制度変更に合わせて、これまでの申請状況(需要)を考慮し、令和3年度当初予算に事業費を計上する予定。